

施策 No.9 地域福祉の充実										基本計画 掲載頁	72～73			
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数				A	2	B	4	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	6	C	0	
成果	地域福祉に係る団体の活動等の周知・啓発や福祉フェスティバルの開催を通じて、相談体制・情報提供機能の充実に取り組むことができた。 また、社会福祉協議会と連携して生活支援体制整備事業を推進することで、地域福祉ネットワークづくりに取り組むことができた。 地域福祉活動の拠点整備については、高齢者いきいき広場、福祉の里及び公民館を活用した環境整備を行うことができた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	施策展開については、現状どおり進める。 特に、新たに実施する重層的支援体制整備事業を踏まえた体制を整える。 さらに、地域福祉活動の拠点の充実を図るとともに、地域福祉ネットワークづくりを進めるため地域住民や社会福祉協議会との連携を強化していく。									
課題	地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で対応が困難なケースが顕在化しており、地域と連携した包括的な相談支援体制の構築に向けて検討が必要である。													

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 相談体制・情報提供機能の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	【福祉相談室】 複雑・多様な社会保障制度や福祉サービスを市民が適切に利用できるよう、制度の狭間にある課題や複合的な課題を抱えた人に対して、関係機関と連携し、福祉に関する総合的な相談支援体制の整備を図るとともに、地域資源の把握に努め、地域の中で気軽に利用できる相談体制の確立を目指す。 【配偶者暴力相談支援センター】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターを設置し、継続的な相談や複数の手続の一元化、一時保護の同行支援等被害者の立場に立ったワンストップ支援を行います。	A	【福祉相談室】 ・福祉相談室の開室日が週5日に増えたことで、前年度に比べて相談件数が207件増加した。 ・今後は情報提供のみならず、重層的支援体制整備事業に基づき、アウトリーチや多機関協働によって、より充実した支援を行う相談体制の確立を目指していく。 【配偶者暴力相談支援センター】 ・令和6年度からの事業開始により、相談件数は前年度に比べて247件増加した。一時保護についても、前年度に比べて5件増加、医療機関からの通報も1件あり、以前にも増して潜在化している被害者を早期発見し、被害者支援を行うことが出来るようになったと考える。証明業務を県に依頼せずともセンターで行えるようになったことで、被害者に係る負担を軽減し、支援を迅速かつ確にワンストップで行うことができた。	福祉政策課
2	地域福祉活動への関心と意欲を高めることができるよう、あらゆる媒体を活用し、コミュニティ情報や地域福祉情報の提供の充実を図ります。	B	・市ホームページや広報等で地域福祉に係る団体の活動等の周知・啓発を行った。 ・福祉フェスティバル等の機会を活用し、市民に対し啓発リーフレット・グッズ等の配布を行った。	福祉政策課
(2) 地域福祉ネットワークづくり		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	福祉団体の活動の発表の場を設け、幅広い年代に対する福祉意識の啓発に努めるとともに、福祉団体の自立と社会参加を促進し、連携を強化します。	B	・福祉団体やボランティア団体等による実行委員会を組織し、新座市福祉フェスティバルを開催し、活動発表の機会の提供を行うとともに、参加者に対する福祉意識の啓発を図った。	福祉政策課
4	福祉団体、福祉施設や事業所、市内にある各大学や教育機関などの様々な主体による活動をいかし、連携して地域福祉活動に取り組むことができるよう、地域福祉ネットワークづくりを進めます。	B	・市内の6圏域ごとに福祉団体や地域住民で組織され、支え合いのできる地域づくりを進めている地域福祉推進協議会を所管する社会福祉協議会に対して補助等を行った。 ・地域福祉の拠点の整備について、令和6年度から高齢者いきいき広場の運営を社会福祉協議会に委託するとともに、地域福祉の拠点として活用できるよう社会福祉協議会と高齢者いきいき広場をつなぐ業務用の通信環境を整備した。 ・高齢者いきいき広場がない地域福祉圏域においても、1か所ずつ公共施設に業務用の通信環境の整備を行った。	福祉政策課
5	社会福祉協議会との更なる連携強化に努め、市全域及び各地域福祉圏域で取り組む課題を協議しながら生活支援体制の整備を進めます。	A	・社会福祉法及び介護保険法に基づく生活支援体制整備事業について、生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域住民による協議体を開催し、地域の支え合いづくりを推進した。 ・効率的な地域福祉の推進のため、生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託するとともに、生活支援コーディネーターを6人から9人に増員し、地域と関わる機会の増加を図る等、事業の体制強化を進めた。	福祉政策課
(3) 地域で支え合える人材の育成と活動支援		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
6	地域で支え合える人材の育成に努めるとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティアなどによる活動を支援します。	B	・地域福祉に関する団体等に対し、事業実施に当たっての助言や書類作成等の支援、団体運営に係る補助金の交付を行った。 ・社会福祉協議会が実施する地域支え合いボランティア事業について、事業の補助や周知の協力等を行った。	福祉政策課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るベースの指標値 B：目標値を達成するベースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点達成度	所管課
福祉に関する困りごとの解決に向けた対応をした割合	—	100%	100%				100%	B	福祉政策課
地域福祉活動の拠点の整備	—	0地区	6地区				6地区 (各地域福祉圏域に1カ所)	B	福祉政策課